

技能講習の講習科目及び講習時間 (平成25年4月現在)

(公社) 広島県労働基準協会

技能講習種類	講習科目	講習時間	
作業主任者技能講習	プレス機械作業主任者	作業に係る機械、その安全装置等の種類、構造及び機能に関する知識	6 時間
		作業に係る機械、その安全装置等の保守点検に関する知識	2 時間
		作業の方法に関する知識	5 時間
		関係法令	2 時間
	乾燥設備作業主任者	乾燥設備及びその附属設備の構造及び取扱いに関する知識	4 時間
		乾燥設備、その附属設備等の点検整備及び異常時の処置に関する知識	4 時間
		乾燥作業の管理に関する知識	5 時間
		関係法令	2 時間
	足場の組立て等 作業主任者	作業の方法に関する知識	7 時間
		工事用設備、機械、器具、作業環境等に関する知識	3 時間
		作業員に対する教育等に関する知識	1.5 時間
		関係法令	1.5 時間
	特定化学物質 及び四アルキル鉛等 作業主任者	健康障害及びその予防措置に関する知識	4 時間
		作業環境の改善方法に関する知識	4 時間
		保護具に関する知識	2 時間
		関係法令	2 時間
	有機溶剤作業主任者	健康障害及びその予防措置に関する知識	4 時間
		作業環境の改善方法に関する知識	4 時間
		保護具に関する知識	2 時間
		関係法令	2 時間
	鉛作業主任者	作業環境の改善方法に関する知識	3 時間
		保護具に関する知識	3 時間
		関係法令	1 時間
		関係法令	3 時間
	石綿作業主任者	健康障害及びその予防措置に関する知識	2 時間
		作業環境の改善方法に関する知識	4 時間
		保護具に関する知識	2 時間
		関係法令	2 時間
酸素欠乏・硫化水素危険 作業主任者	酸素欠乏症、硫化水素中毒及び救急そ生に関する知識	3 時間	
	酸素欠乏及び硫化水素の発生の原因及び防止措置に関する知識	4 時間	
	保護具に関する知識	2 時間	
	関係法令	2.5 時間	
	救急そ生の方法 (実技)	2 時間	
	酸素及び硫化水素の濃度の測定方法 (実技)	2 時間	
はい作業主任者	「はい(倉庫、上屋、又は土場の積み重ねられた荷の集団をいう。以下、同じ。)」に関する知識	3 時間	

就業制限に係る技能講習		人力によるはい付け又ははい崩しの作業に関する知識	5 時間	
		機械等によるはい付け又ははい崩しに必要な機械荷役に関する知識	3 時間	
		関係法令	1 時間	
	床上操作式クレーン 運転		床上操作式クレーンに関する知識	6 時間
			床上操作式クレーン運転技能講習に係る原動機及び電気に関する知識	3 時間
			床上操作式クレーンの運転のために必要な力学に関する知識	3 時間
			関係法令	1 時間
			床上操作式クレーンの運転（実技）	6 時間
			床上操作式クレーンの運転のための合図（実技）	1 時間
	小型移動式クレーン 運転		小型移動式クレーンに関する知識	6 時間
			小型移動式クレーン運転技能講習に係る原動機及び電気に関する知識	3 時間
			小型移動式クレーンの運転のために必要な力学に関する知識	3 時間
			関係法令	1 時間
			小型移動式クレーンの運転（実技）	6 時間
			小型移動式クレーンの運転のための合図（実技）	1 時間
	ガス溶接		ガス溶接等の業務のために使用する設備の構造及び取扱いの方法に関する知識	4 時間
			ガス溶接等の業務のために使用する可燃性ガス及び酸素に関する知識	3 時間
			関係法令	1 時間
			ガス溶接等の業務のために使用する設備の取扱い（実技）	5 時間
	フォークリフト運転		走行に関する装置の構造及び取扱いの方法に関する知識	4 時間
			荷役に関する装置の構造及び取扱いの方法に関する知識	4 時間
		運転に必要な力学に関する知識	2 時間	
		関係法令	1 時間	
		走行の操作（実技）	20 時間	
		荷役の操作（実技）	4 時間	
高所作業車運転		作業に関する装置の構造及び取扱いの方法に関する知識	5 時間	
		原動機に関する知識	3 時間	
		運転に必要な一般的事項に関する知識	2 時間	
		関係法令	1 時間	
		作業のための装置の操作（実技）	6 時間	
玉 掛		クレーン等に関する知識	1 時間	
		クレーン等の玉掛けに必要な力学に関する知識	3 時間	
		クレーン等の玉掛けの方法	7 時間	
		関係法令	1 時間	
		クレーン等の玉掛け（実技）	6 時間	
		クレーン等の運転のための合図（実技）	1 時間	

（注 1） 技能講習 1 回当たりの定員は、概ね 100 名以内とする。

（注 2） 修了試験時間等を除く。